

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設 の都市計画原案に関する説明会



平成30年8月
厚木市

1. 厚木愛甲環境施設組合
ごみ中間処理施設整備事業の概要
2. 都市計画原案の概要
3. 都市計画素案に関する意見と市の考え方
4. 今後の都市計画法に基づく都市計画手続等

1. 厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設整備事業の概要

厚木愛甲環境施設組合が行う事業の目的

リサイクルの推進、ダイオキシン類の削減を行ない、ごみ処理経費の縮減を図るとともに、限りあるエネルギーの有効利用を目的に、厚木市、愛川町、清川村で連携しながら、ごみ処理施設の整備を行います。

ごみ処理の広域化を推進するため、平成16年4月に地方自治法第284条第2項に規定される一部事務組合『**厚木愛甲環境施設組合**』を設立し、循環型社会の実現に向けた取り組みを行うものです。

これまで開催した主な説明会等

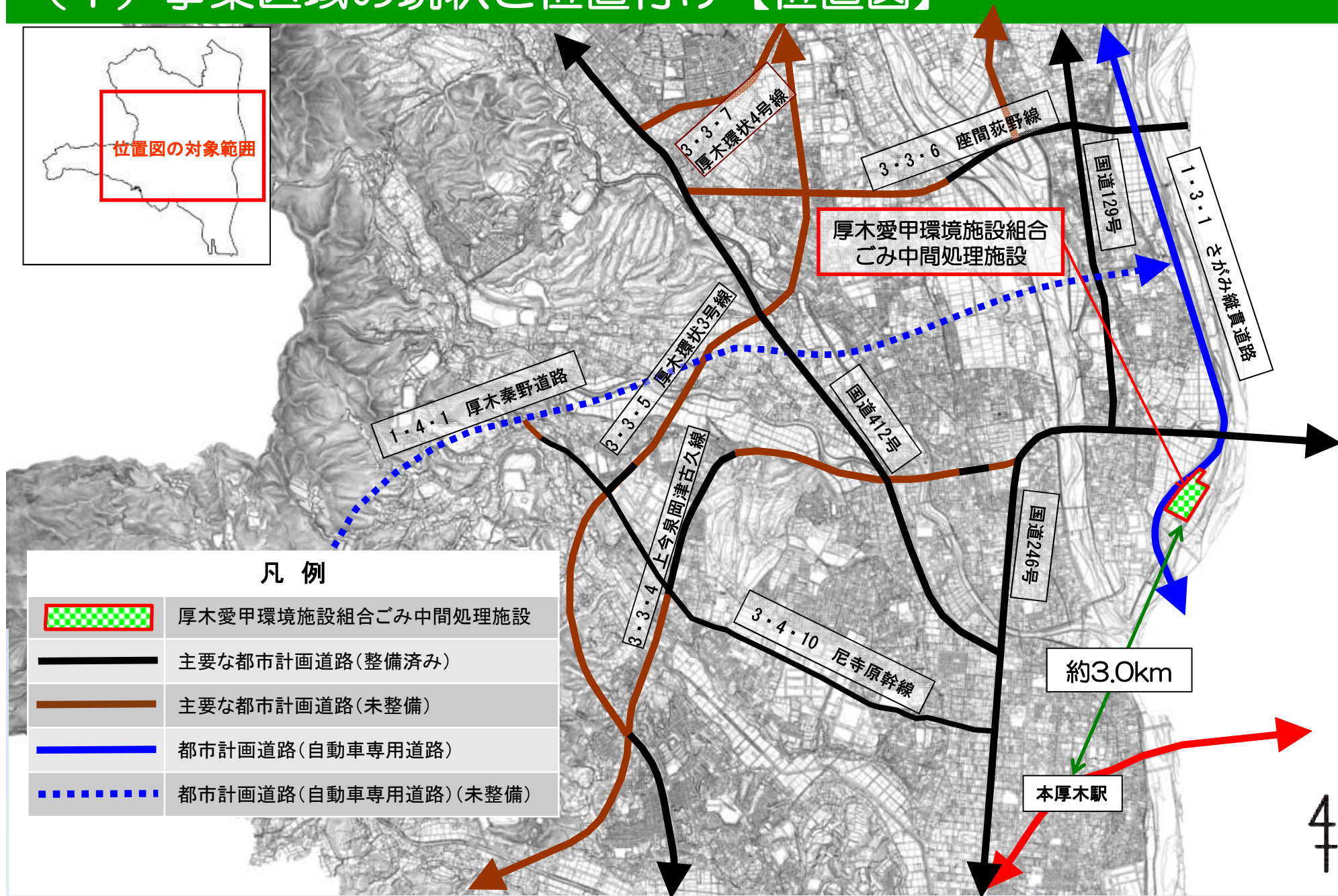
平成26年 3月	事業説明会（建設予定地内の地権者様）	
平成27年12月	事業説明会（建設予定地内の地権者様）	
	事業説明会（金田地区の皆様）	
平成28年10月	測量調査説明会（建設予定地内の地権者様）	
平成28年12月	環境影響評価実施計画書説明会 （全8回）	厚木市 愛川町 清川村 及び 周辺地域 の皆様
平成29年 6月	第1回事業報告会	
平成30年 2月	第2回事業報告会	
	金田地区建設対策部会など（適宜）	
平成30年 6月	厚木市住みよいまちづくり条例説明会	
本 日	都市計画原案説明会	

1. 厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設整備事業の概要

- (1) 事業区域の現状と位置付け
- (2) 事業の内容
- (3) 整備概要
- (4) 環境影響評価
- (5) 事業計画スケジュール（予定）

（１）事業区域の現状と位置付け【位置図】

6

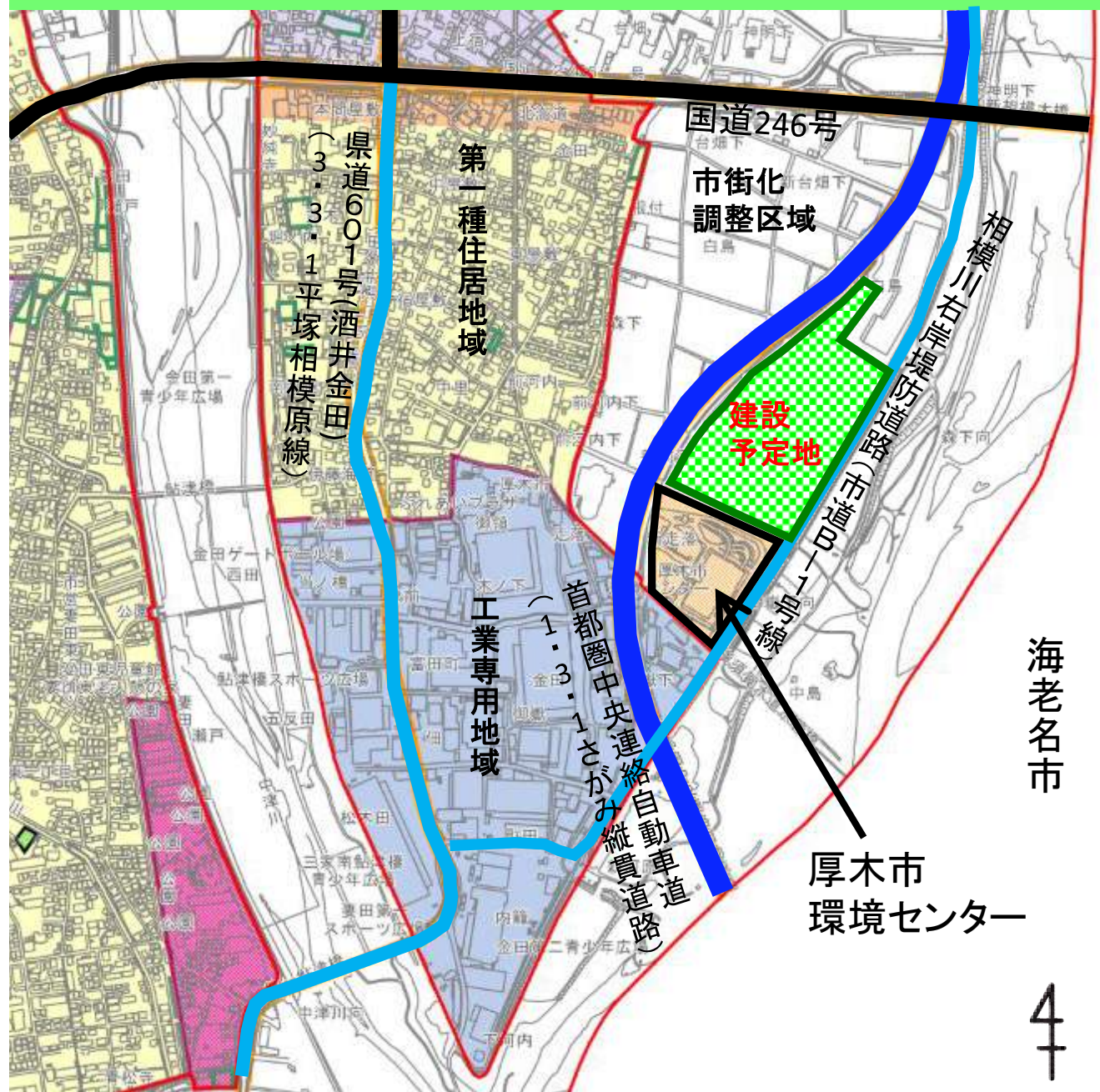


凡 例

	厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設
	主要な都市計画道路(整備済み)
	主要な都市計画道路(未整備)
	都市計画道路(自動車専用道路)
	都市計画道路(自動車専用道路)(未整備)

(1) 事業区域の現状と位置付け【都市計画図】

7



【周辺の主要道路】

国道246号
県道601号（酒井金田）
相模川右岸堤防道路



- ・ 市内のごみ収集車のルート上の最適な位置にあり、愛川町、清川村からの搬入経路も確保できる



厚木市、愛川町、清川村の
3市町村にとって適地である

4

(1) 事業区域の現状と位置付け【航空写真】

8



(1) 事業区域の現状と位置付け【周辺の状況】

13



(1) 事業区域の現状と位置付け【周辺の状況】

10



<神奈川県で策定している計画等>

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(平成28年11月)

◆都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①その他の都市施設の整備・保全の方針

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、市街地の形成状況、人口動態に対応し、かつ長期的展望に立ち、ごみ処理施設の整備を図る。

②主要な施設の配置方針【ごみ処理施設】

厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に基づき、ごみ処理施設を配置する。

③主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

ア ごみ処理施設

厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に基づき、ごみ焼却及び粗大ごみ(破碎)施設整備の計画の具体化を図り、整備を促進する。

＜厚木市で策定している計画等＞

厚木市都市マスタープラン

(平成21年3月)

◆部門別整備方針

■その他の都市施設の整備方針

『ごみ処理施設』

「厚木愛甲ごみ処理広域化基本構想・基本計画」に基づき、愛川町及び清川村との一般廃棄物の共同処理（ごみ処理広域化）を進めるため、適正な施設配置について検討を行います。

神奈川県ごみ処理広域化計画(平成10年3月)

厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画(平成20年3月)

厚木市一般廃棄物処理基本計画(平成27年3月)

ごみ中間処理施設整備基本計画(平成28年3月)

家庭系『もえるごみ』の処理の流れ

ごみの排出 家庭から排出されるごみは、集積所に集められます。

収集・運搬

厚木市・愛川町・清川村の事業範囲

集められたごみを収集して、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設に運びます。



中間処理

ごみ中間処理施設で、焼却されます。



資源化

焼却灰は再資源化業者により、コンクリートなどのリサイクル原料に再生されます。

- ◆ 厚木市環境センターは、昭和63年から現在までの約30年間の稼働により老朽化しており、施設の建替えが必要な時期を迎えています。
- ◆ 厚木愛甲環境施設組合は、ごみ中間処理施設を建設するにあたり、厚木市、愛川町及び清川村の一般廃棄物を広域的に共同処理することを目的とし、循環型社会の実現に向けた取り組みを行います。
- ◆ 東日本大震災の経験から、災害廃棄物を円滑に処理できるよう耐震性を保有する施設を計画するとともに、区域内に災害廃棄物一時保管場所を含めた建設を計画しています。
- ◆ 区域内の災害廃棄物一時保管場所は、災害時には必要となりますが、**平常時は西側住宅地の緩衝地にもなる『緑地のエリア』を設置し、広域的に利用できるよう整備するものです。**

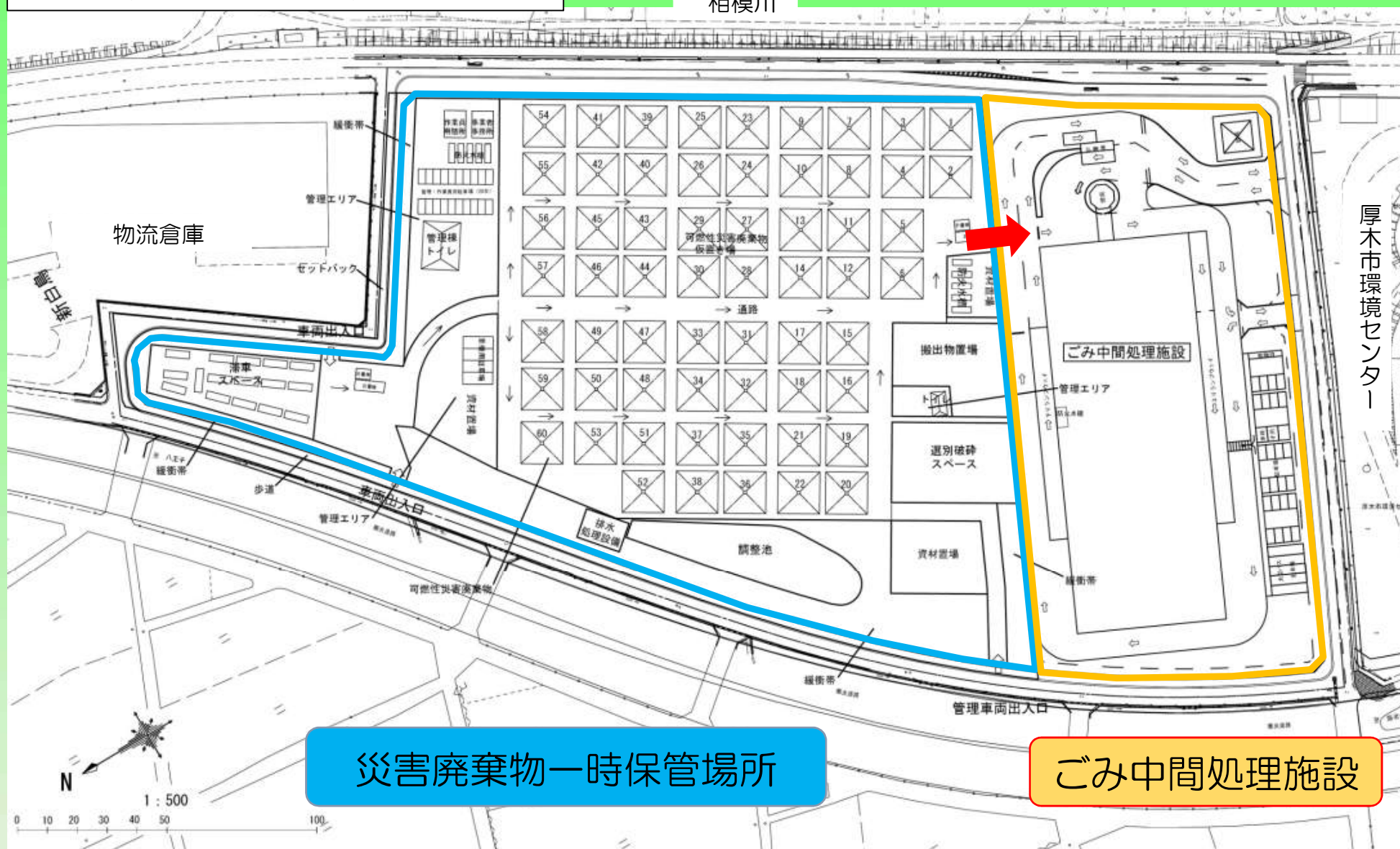


(3) 整備概要【土地利用計画（案）】

16

都市施設の面積約5.5ha

相模川



災害廃棄物一時保管場所

ごみ中間処理施設

(3) 整備概要【土地利用計画(案)】

17

建物の敷地面積（都市施設の面積）÷ 約5.5ha



項 目	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設	厚木市環境センター
焼却能力	273 t/日	327 t/日
粗大ごみ 破砕能力	20 t/5H	50 t/5H
煙突の高さ	80m	59m

(3) 整備概要【排ガス濃度の自主規制値概要】

22

項 目	単位	厚木愛甲環境施設組合 自主規制値	
		変更前	変更後
① ばいじん	g/m ³ N	0.005以下	0.005以下
② 塩化水素 (HCL)	ppm	10以下	10以下
	(mg/m ³ N)	(約16以下)	(約16以下)
③ 硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	10以下 (K値11.5)	10以下 (K値11.5)
④ 窒素酸化物 (NO _x)	ppm	50以下	20以下
⑤ ダイオキシン類 (DXNs)	ng-TEQm ³ N	0.05以下	0.01以下
⑥ 一酸化炭素 (Co)	ppm	30以下 (4時間平均値)	30以下 (4時間平均値)

※一酸化炭素：「ごみに係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」新設のごみ焼却炉に係る対策基準値とします。

※水銀：平成30年4月1日施行「大気汚染防止法」により、新規施設の排出基準【30μg/Nm³】以下を遵守します。

※上記以外については、県条例の規制基準を適用します。

(3) 整備概要【収集車のルート】

23



環境影響評価（環境アセスメント）とは

周辺環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれ意見を出し合い、事業計画を環境保全上の見地からより良いものにしていくとする制度です。

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備事業は、
「[神奈川県環境影響評価条例](#)」の手続きの対象となります。

(4) 環境影響評価【手続きの流れ】

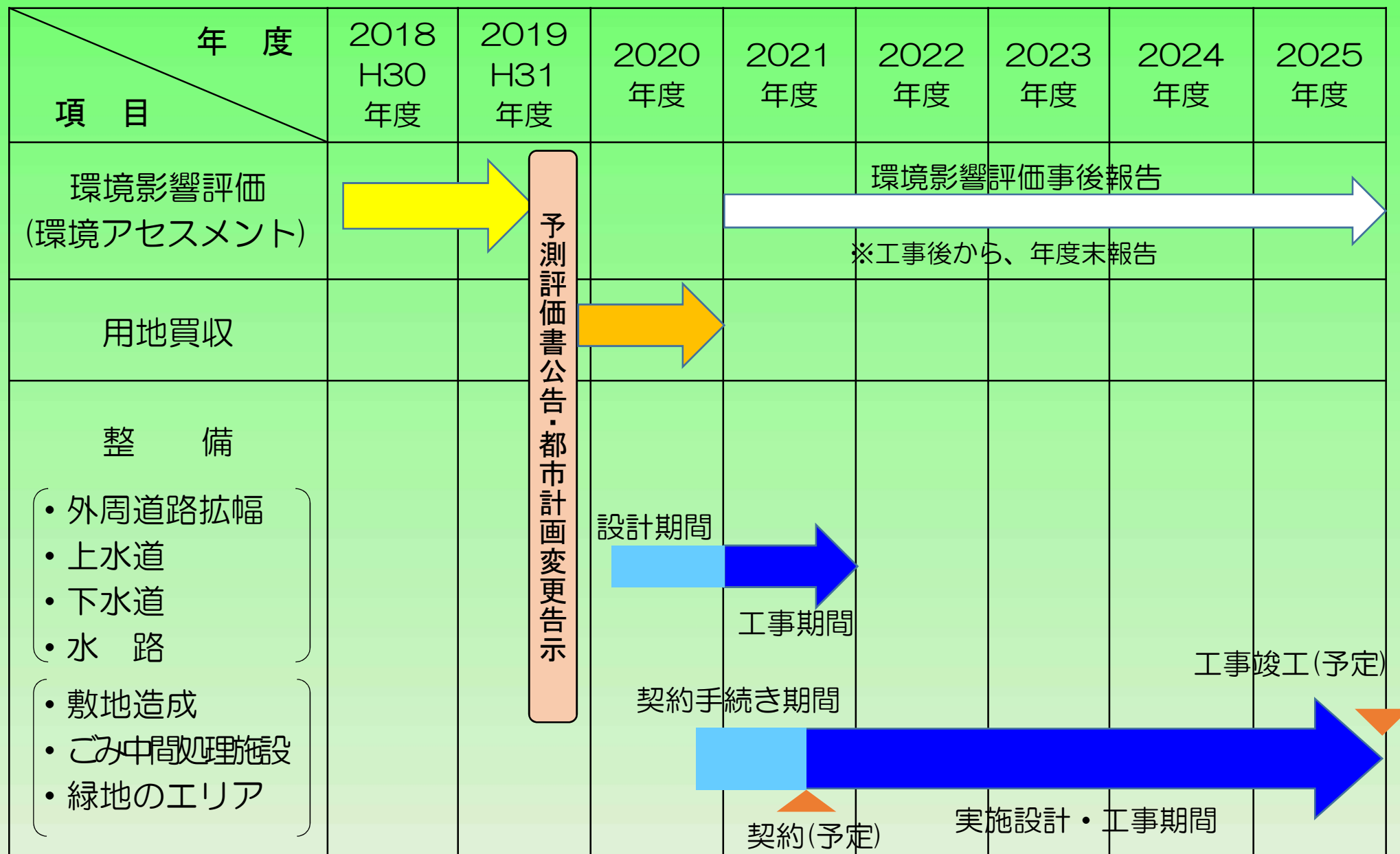
25

神奈川県環境影響評価条例



(5) 事業計画スケジュール（予定）

26



2. 都市計画原案の概要

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の整備に伴う都市計画案件

都市施設 厚木都市計画ごみ焼却場の変更

『都市計画法』

第4条（定義）

5 この法律において「都市施設」とは都市計画において定められるべき第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

第11条（都市施設）

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、
ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

『都市計画運用指針』

(ごみ焼却場)

公益性の高い施設は、都市計画の手続において土地利用や他の都市施設との計画調整を図るとともに関係者間の合意形成を図るため、積極的に都市計画決定することが望ましい。



都市施設として都市計画に定めるため、
都市計画原案を作成

都市計画に定める事項

都市計画法第11条第2項によりごみ焼却場について都市計画に定めるもの

1. 施設の種類
2. 名称
3. 位置及び区域
4. 面積〔その他政令（都市計画法施行令第6条第1項第5号）により定めるもの〕

(種類) ごみ焼却場

変更前

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	厚木市営 廃棄物処理場	厚木市上古沢字寒野 地内	約2.14ha	処理能力 200t／日
2	厚木市環境センター	厚木市金田字新走落 字新御嶽下	約2.8ha	処理能力 330t／日

第1号 厚木市営廃棄物処理場

【施設概要】

名 称: 厚木市資源化センター
 概 要: 資源として分別回収されたびん・缶・ペット
 ボトル等をより純度の高い資源物に選別
 処理する施設

処理能力: 28.8t/日

併設施設: なし



【主な経緯】

S39 厚木市塵芥焼却場 約0.65ha 50t/日 当初決定

S47 厚木市営廃棄物処理場 約2.14ha 200t/日

名称、規模の変更

S63 現環境センター稼働によりごみ焼却部分を解体
 (ガラス類の処理施設は継続)

【廃棄物処理施設としての機能を有することから、都
 市計画は存置】

H10 リサイクル法の施行により厚木市資源化セン
 ター建設に着手

H12 厚木市資源化センター稼働

(種類) ごみ焼却場

変更前

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	厚木市営 廃棄物処理場	厚木市上古沢字寒野 地内	約2.14ha	処理能力 200t／日
2	厚木市環境センター	厚木市金田字新走落 字新御嶽下	約2.8ha	処理能力 330t／日

第2号 厚木市環境センター

【施設概要】

名 称: 厚木市環境センター

概 要: 厚木市・愛川町・清川村から収集された
一般廃棄物及び粗大ごみ进行处理する施設

処理能力: 327t/日

併設施設: 粗大ごみ処理施設
50t/5H

【主な経緯】

S58 第3号厚木市環境センター
約2.8ha 330t/日 当初決定H元 第2号厚木市環境センター
約2.8ha 330t/日 名称変更【新施設の供用開始に合わせ都市計画を廃止予定】
跡地については、今後地域住民のみなさまの意見を
伺いながら検討していきます

(種類) ごみ焼却場

変更後

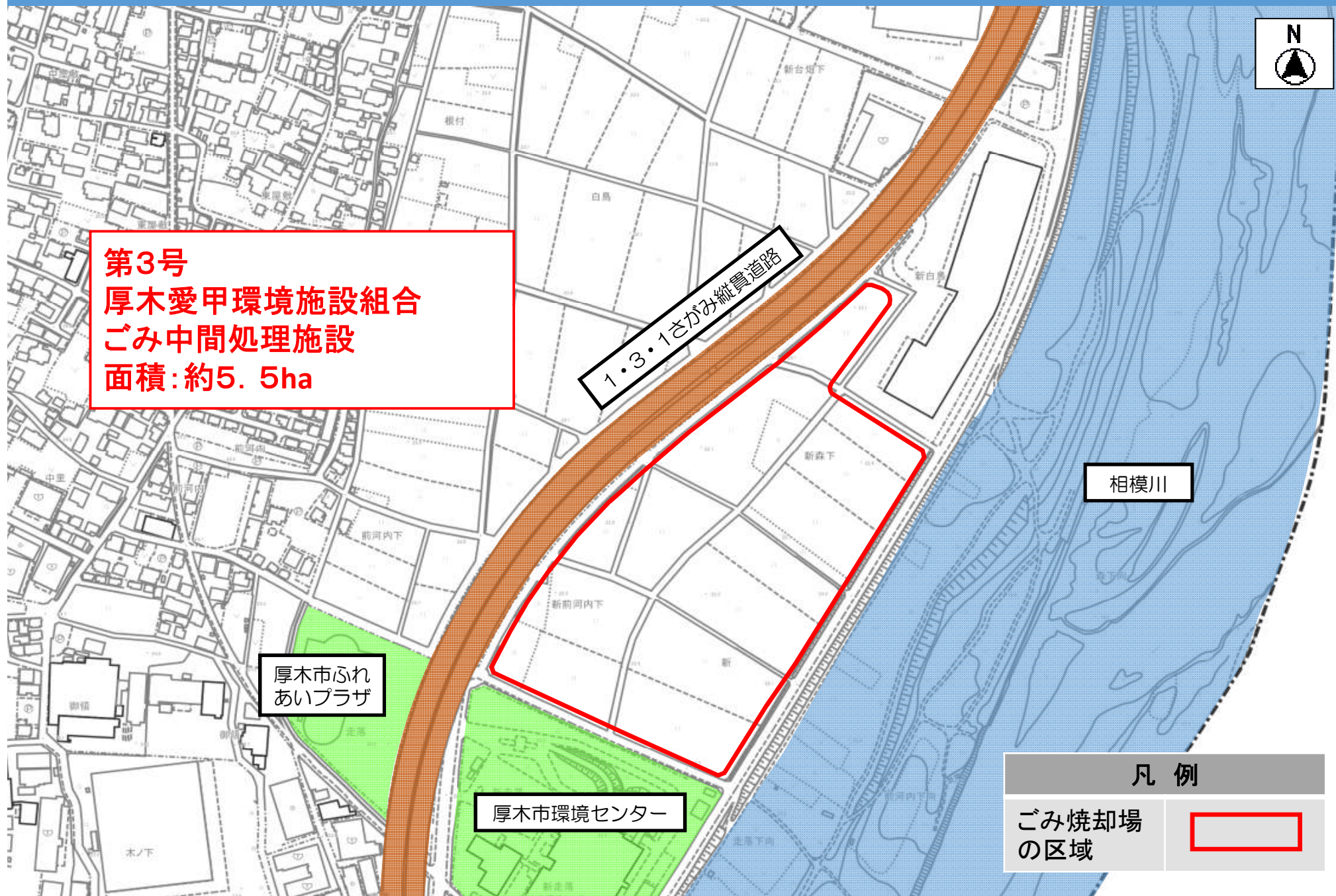
名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	厚木市営 廃棄物処理場	厚木市上古沢字寒野 地内	約2.14ha	処理能力 200t／日
2	厚木市環境センター	厚木市金田字新走落 字新御嶽下	約2.8ha	処理能力 330t／日 新施設供用開始に合わせ、 現施設は廃止を行う
3	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設	厚木市金田字新白鳥、 字新森下、字新前河 内下及び字新	約5.5ha	処理能力 273t／日

【変更理由】

本市のごみ焼却場である「厚木市環境センター」は、現在、厚木市、愛川町及び清川村のごみを処理していますが、老朽化しており、施設の建替えが必要となっております。このため、ごみ焼却施設と粗大ごみ処理（破碎）施設（処理能力20t/5H）を併設する「厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設」を新たに整備するため、都市計画を変更しようとするものです。

なお、厚木市環境センターは、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の供用開始に合わせ、都市計画を廃止するものとします。





3. 都市計画素案に関する意見と市の考え方

意見書提出状況 (厚木市住みよいまちづくり条例)

【説明会】 平成30年6月19日(火)

【意見書募集期間】 平成30年6月20日(水)～平成30年7月4日(水)

提出者数	6名
全意見数	18件

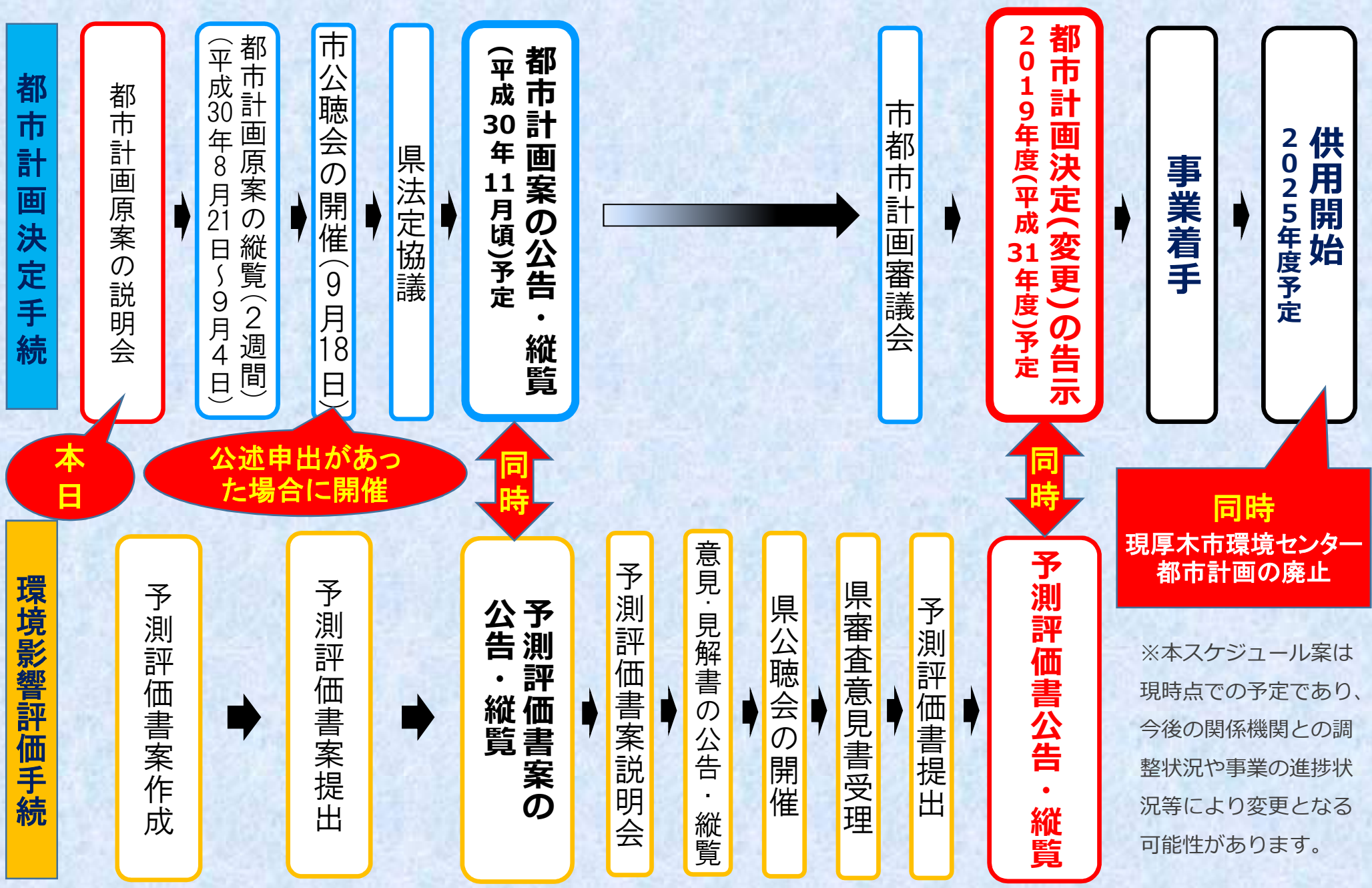
意見の種類	主な意見の要旨	市の考え方
第1号厚木市営 廃棄物処理場	上古沢の第1号厚木市営廃棄物処理場は、現在資源化センターになっているが、なぜ都市計画は日量200トンのごみ焼却場のままなのか。	第1号厚木市営廃棄物処理場は、昭和63年に第2号厚木市環境センターの稼働により、ごみ焼却部分を解体しましたが、廃棄物処理施設としての機能を有していることから、都市計画は存置しております。次期一般廃棄物処理基本計画等の中で、今後の方向性を定め、都市計画についても整理してまいります。
都市計画を定める区域	都市計画決定する区域について、緑地の部分も含めてごみ焼却場に指定されているのはなぜか。	緑地については、厚木愛甲環境施設組合が整備する新ごみ中間処理施設の敷地の一部(災害廃棄物一時保管場所)として、平常時は市民の皆様が利用できる緑地として整備することとしたことから、敷地全体をごみ焼却場として一体的に都市計画決定するものです。
候補地選定	これまでの候補地選定手続きの中で、都市計画法の観点から検討された資料がないことから、候補地選定からやり直すべきではないか。	平成16年度に作成された「中間処理施設候補地に係る報告書」は、都市計画上の観点から検討されており、平成20年度及び平成22年度に開催された再検討委員会では、その検討結果が継承されていることから、都市計画上の観点から検討された候補地となっております。
収集ルート	金田陸橋中心に交通渋滞が発生しているので、ゴミ収集車のルートを検討できないか。	収集車のルートについては、交通管理者である県警本部との協議の結果、現在と同様、環境センター入口交差点を右折することとしました。

意見の種類	主な意見の要旨	市の考え方
煙突・鉄塔	排出有害汚染物質を出来るだけ希薄化し、設置地区住民の健康で安全な生活を送れることを第一優先し、新ごみ中間処理施設の煙突の高さは100メートル以上とすべきではないか。 鉄塔の高さも検討するべきではないか。	煙突の高さについては、金田地区の環境保全委員会の建設対策部会において地元意見を取りまとめた上で、厚木愛甲環境施設組合へ報告され、同組合において地元意見や排ガスの拡散効果等を総合的に勘案し、80メートルに決定されました。 送電鉄塔の高さについては、電気事業者の東京電力から、相模川を架空送電するときに必要なとする高さとして、現時点では概ね100メートルと示されたものです。
余熱利用	今の処理場を壊した跡地に、熱を利用した施設を作った方が良いのではないか。	余熱利用については、環境センター西側に温水プール等を備えたふれあいプラザを設置しており、年間約15万人御利用いただいておりますが、本年度「ふれあいプラザ再整備計画」を策定し、新ごみ中間処理施設の整備に合わせて再整備を進めてまいります。
三川公園	本計画区域を含め、神奈川県が三川公園を整備する計画であったと思うが、三川公園の今後の計画はどうなったのか。	三川公園については、神奈川県と継続的に協議を進めており、堤内地については、市等で活用することとなったことから、厚木愛甲環境施設組合がごみ中間処理施設として整備することとしました。堤外地については、県が整備することとなっているため、早期に完成できるよう県に要請しているところでございます。

4. 今後の都市計画法に基づく都市計画手続等

4 今後の都市計画法に基づく都市計画手続等

41



都市計画原案の縦覧について

- ・ 縦覧期間：平成30年8月21日（火）～9月4日（火）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日を除く）
- ・ 縦覧場所：厚木市まちづくり計画部都市計画課
（厚木市役所第二庁舎12階）
- ・ 縦覧方法：直接縦覧場所にお越してください。なお、厚木市ホームページでも都市計画原案をご覧になれます。
<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/sonota/d042351.html>

厚木市 ごみ中間処理施設

検索



公述の申出について ※公聴会で意見陳述するための申出

- ・ 申出期間：平成30年8月21日（火）～9月4日（火）【必着】
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日を除く）
- ・ 申出できる方：厚木市在住又は利害関係を有する方（原案に係る区域の土地に法律上の権利関係を有する方）
- ・ 申出方法：会場に備え付けの公述申出書に御記入の上、お問い合わせ先にある「厚木市まちづくり計画部都市計画課」まで郵送又は持参してください。電子メールやFAXでの受付はしていません。
公述申出書については、厚木市ホームページからダウンロードもできます。

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/sonota/d042351.html>



公聴会について ※公述の申出があった場合に開催します

※ 公聴会とは・・・

- ・ 公聴会は、市が作成した都市計画の原案について住民が公開の下で意見陳述を行う場です。都市計画の原案に関する公述以外はできません。公述で述べられた意見は、後日、見解をまとめた書面を作成し、公述人に書面をもって通知するとともに、厚木市ホームページで公表いたします。
- ・ 日 時：平成30年9月18日（火）午後7時開始
- ・ 場 所：依知南公民館集会室
- ・ 傍聴方法：直接会場にお越しください。

※公聴会の開催の有無については、9月6日（木）以降に厚木市ホームページ又は都市計画課までお電話等でご確認ください。

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/sonota/d042518.html>



ご清聴ありがとうございました。

厚木市